

# 平成23年度税制改正（地方税）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	5	府省庁名 国土交通省
対象税目	<span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">個人住民税</span> 法人住民税 事業税 事業税（外形） 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他 （ ）	
要望項目名	まちづくりを担う法人に対する支援税制の創設	
要望内容（概要）	・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） まちづくりを担う法人（都市再生特別措置法第73条第1項に規定する都市再生整備推進法人を想定。）に対して寄附金の拠出を行った個人について、当該寄附金を地方税法第37条の2の寄附金控除の対象とする特例措置を創設する。	
関係条文	地方税法第37条の2	
減収見込額	（初年度） ▲1 （ — ） （平年度） ▲1 （ — ） （単位：百万円）	
要望理由	<p>（1）政策目的                      まちづくりを担う法人による地域の特色を活かしたまちづくり活動を推進することによって、当該地域における自立したまちづくりの実現を図る。</p> <p>（2）施策の必要性                      これまでの地域づくりは、地方公共団体が主体となっ行われ、まちづくりのための計画等の策定段階においても地域の多様な主体の参画が不十分である上に、計画で定めた事項の実施主体や具体的な実施方策が不明確な場合が多かった。                      平成19年の都市再生特別措置法改正により、市町村の作成する都市再生整備計画について協議する市町村都市再生整備協議会や、都市再生整備計画の内容を実現する新たな主体として市町村が指定する都市再生整備推進法人といった制度が整備されたが、依然としてその活用が進んでいないのが実情である。                      このような状況の中、「新成長戦略」（平成22年6月18日閣議決定）においては、これからの国の地域振興策は、NPO等の「新しい公共」との連携の下で、地方の「創造力」と「文化力」の芽を育てる施策に転換しなければならないとされている。                      また、「新しい公共」円卓会議や政府税調・市民公益税制PTにおいても、「新しい公共」の基盤を支える制度整備について、税額控除の導入等の税制改革を速やかに進めることが期待されている。                      こうした状況を踏まえ、地域における地域住民の自主的な参加によるまちづくりを推進していくため、まちづくりを担う法人に対する寄附金の拠出を促し、その活動を支援することによって、地域の特色を活かした、自立したまちづくりを実現していくことが必要である。</p>	
本要望に対応する縮減案	—	
ページ		5—1

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	政策目標 7 都市再生・地域再生等の推進 施策目標 26 都市再生・地域再生を推進する
	政策の達成目標	本特例措置により、まちづくりを担う法人に対する寄附金の拠出を促進し、これらの法人の活用を進めることで、地域の特色を活かしたまちづくり活動を推進する。→ 都市再生整備推進法人の数 目標値：平成25年度 47 法人
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	恒久措置
	同上の期間中の達成目標	—
	政策目標の達成状況	平成19年の都市再生特別措置法改正により、地域の活性化を図る観点から、まちづくりの担い手の裾野を拡大し、NPO等多様な主体が参画する官民連携の取組を推進するため、都市再生整備推進法人制度や市町村都市再生整備協議会制度を創設したところであるが、現在これらの制度の活用は進んでいない状況にある。
有効性	要望の措置の適用見込み	(適用数) 平成23年度 243 法人 平成24年度 486 法人 平成25年度 730 法人 (減収額) 平成23年度 1 百万円 平成24年度 1 百万円 平成25年度 2 百万円
	要望の措置の効果見込み (手段としての有効性)	本特例措置により、市町村が指定する都市再生整備推進法人の活用が促進され、当該法人による地域の特色を活かしたまちづくり活動が推進され、当該地域における自立したまちづくりの実現が図られる。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	所得税、法人税【すべて予定】
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本特例措置に類する税制特例以外の支援措置は講じられていない。</li> <li>・寄附金については、原則として所得税、法人税等の課税対象となるが、地域における自立したまちづくりの実現を図るという政策目的を達成するためには、当該寄附金に係る課税の負担を軽減することで足り、あえて補助金等の別途の手段を設ける必要はない。</li> <li>・本特例措置は、地域における自立したまちづくりの実現を図るために、一定の要件を満たす都市再生整備推進法人等に寄附を行う者に限って、当該寄附金を寄附金控除の対象とするものであり、政策目的の達成のために的確かつ必要最小限の措置である。</li> </ul>
ページ		5-2

税負担軽減措置等の適用実績	—
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	—
前回要望時の達成目標	—
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	新規